

村民の皆様へ

福 島 県
新型コロナウイルス感染症
非常事態宣言
(令和3年8月8日～8月31日)

県内で新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しているため、
コロナ専用の病床が不足し、自宅療養が増える状況にあります。

これ以上の感染拡大を抑え込むためには、県内全域における
人の流れの減少が必要です。

村民の皆様にはご不便をおかけしますが、都道府県をまたぐ
旅行・帰省等を原則、中止・延期し、県内においても不要不急
の外出の自粛をお願いします。

また、基本的な感染対策の徹底を改めてお願いします。

令和3年8月11日

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部長

◎心配なことがございましたら、対策本部まで御相談ください。

電話 0241-57-2645【保健福祉課24時間対応】

◎昭和村国保診療所(発熱等の症状がある場合)

電話 0241-57-2255【平日9:00～17:00】

◎受診・相談センター(かかりつけ医がない場合)

電話 0120-567-747【24時間対応】

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部(保健福祉課)

(裏面もご覧ください。)

福島県まん延防止等重点措置等

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応 (県の独自対策)
区域	いわき市【重点区域】	その他の地域
期間	令和3年8月8日（日）～8月31日（火）	
県民向け	・不要不急の外出自粛 ・基本的な感染対策の徹底 ・夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしない	
飲食店等	・営業時間の短縮(営業時間午前5時～午後8時) 【対象】飲食店営業許可を受けた店舗 ・酒類の提供の自粛(終日) ・カラオケ設備の利用の自粛(終日)	・営業時間の短縮(営業時間午前5時～午後8時) 【対象】飲食店営業許可を受けた店舗のうち、接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店
飲食店以外	・営業時間の短縮(午後8時まで) 【対象】延床面積1,000㎡超の特定大規模施設等 営業時間の短縮に応じた場合、協力を支給	営業時間の短縮に応じた場合、協力を支給

その他の対応	○全ての事業者……職場内の感染防止対策を徹底してください。ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人の接触機会の低減にご協力ください。 (協力金対象事業者以外で、本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給)
	○大学・専門学校……感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など）を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。 ○小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策を徹底してください。 ○医療機関、高齢者・障がい（児）者施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。